

令和4年4月21日

入札参加資格者 様
(測量・建設コンサルタント等業務)

富田林市

建築士法第22条の3の3に定める記載事項の書面交付について

建築士法第22条の3の3の規定により、延べ面積が300平方メートルを超える建築物に係る設計業務又は工事監理業務については、書面による契約締結と、当該書面に同法で定める事項を記載しなければなりません。

富田林市が発注する建設業関連業務のうち、「建築士法第22条の3の3」の対象業務の落札者となった方は、次のとおり書面を作成し、業務担当課との手続きを行ってください。

■対象業務

延べ面積が300平方メートルを超える建築物（※1）に係る設計業務若しくは工事監理業務です。

※1：増築、改築、大規模修繕又は模様替えにあつては、当該増築等に係る部分が新築とみなされます。

■手続きの流れ

1. 対象業務の落札者は、契約書類と併せて「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の様式をお渡しします。
2. 「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の「副」1部に内容を記入してください。
3. 「建築士法第24条の7」による重要事項説明と併せて、契約締結前に業務担当課で上記書面の説明、内容確認を受けてください。
4. 業務担当課の確認印押印後、「副」の記載内容を「正」2部に転記し、「正」を契約書に綴じ、「副」の様式と一緒に契約担当課へご提出ください。

■様式について

様式については、市ウェブサイトにも掲載しています。